

計画期間の考え方

資料 5

〔 前提条件 〕

・今回策定する計画に定める施策や取組の計画、施策の実施（実態調査等）・その評価、計画の改善や見直し（PDCA サイクル）を適切に行うためには、関連調査の実施結果の公表年や上位・関連計画の策定年とのつながりが関わってくる。

→以上より、計画期間においては、国の関連調査や上位計画・関連計画の策定スケジュールを加味して、4年間・5年間・8年間（中間見直しを含む）の3パターンで検討を行うこととする。

〔 3パターンの計画期間と国が実施する統計調査や関連計画等との関係 〕

		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	備考
本計画期間 の検討 パターン	4年間	現行	第3次				第4次					
	5年間	現行	第3次				第4次					
	8年間（中間見直しを含む）	現行	第3次								第4次	・必要に応じて中間見直しを行う
（参考） 上位・ 関連計画	第7次府中市総合計画	前期	後期				第8次					
	第4次府中市住宅マスタープラン	第4次				第5次						
	第3次府中市環境基本計画	第3次				第4次						
（参考） 国の 関連調査	国勢調査実施年	●→					●→					・5年おきに実施 ・人口等基本集計は翌年11月に公表
	住宅・土地統計調査実施年				●→					●→		・5年おきに実施 ・翌年度中に結果公表（1月頃）

[3 パターンの計画期間ごとの検討内容]

	4 年間 (R8～R11)	5 年間 (R8～R12)	8 年間 (R8～R15) (中間見直しを含む)
強み	<ul style="list-style-type: none"> 次期計画策定と同年度に住宅マスタープラン及び総合計画（後期）が改定となるため、関連する内容について同時期に検討できる ミニマムな計画期間とすることで計画の改善や見直し（PDCA サイクル）が短い周期で可能となる 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅マスタープランが前年度に改定され、総合計画も前年度に後期計画が策定されることから上位関連計画として整合が図りやすい 次期計画策定と同年度に環境基本計画が改定となり両計画の整合が図りやすい 計画改定の前年度に住宅・土地統計調査の結果が公表されるため、その結果を踏まえた計画改定が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 国や都の動向、市の空家等の状況に応じて中間見直しを行うことで、適宜状況に即した計画とすることができる <p>（他 中間見直しを行うことで計画期間 4 年間の「強み」と同様のことがいえる）</p>
弱み	<ul style="list-style-type: none"> 「第 3 次府中市環境基本計画」の改定前に空家等対策計画の改定となる（環境基本計画と空家等対策計画の関連性） R11 年度中（1 月頃）に住宅・土地統計調査の結果が公表となるため、R10 住宅・土地統計調査の結果の反映が難しい 	<ul style="list-style-type: none"> 総合計画後期計画等へ盛り込むべき内容について、空家等対策計画の改定前（R11）に検討する必要が生じる 	<ul style="list-style-type: none"> 国や都の動向などにより計画期間内に中間見直しが必要となる 関連計画（住宅マスタープラン・環境基本計画）の改定から、3～4 年が経過しており、関連計画との整合と市の状況が異なる可能性がある

[参考 他自治体（都内）が策定している空家等対策計画の計画期間]

計画期間	自治体名	件数
5年間	・(法)小平市 ・(法)西東京市 ・三鷹市 ・青梅市 ・日野市 ・町田市 ・(法)世田谷区 ・(法)渋谷区 ・(法)荒川区 ・(法)葛飾区 ・墨田区 ・大田区 ・豊島区 ・板橋区 ・練馬区	15件
7年間	・東久留米市 ・江東区	2件
8年間	・杉並区 【以下、中間年で見直しを行うと明記している】 ・調布市	2件
10年間	・(法)武蔵村山市 ・(法)東村山市 ・(法)国立市 ・福生市 ・狛江市 ・東大和市 ・あきる野市 ・目黒区 ・中野区 【以下、中間年で見直しを行うと明記している】 ・八王子市 ・立川市 ・昭島市 ・小金井市 ・(法)品川区 ・新宿区 ・文京区 ・(法)日の出町	17件

※(法)：空家法改正以降に策定

※市部・区部・他 の順に記載

[まとめ]

計画期間については、各案にそれぞれ利点・課題があるものの、以下の理由から事務局案としては「5年間」を提示いたします。

4年間案は、関連計画と同時期に検討でき、PDCA サイクルを短く保てる利点がありますが、環境基本計画との整合が図りにくく、住宅・土地統計調査の結果も反映しづらい点が課題です。

8年間案は、中間見直しにより柔軟な対応が可能ですが、関連計画との時期のずれが大きく、整合性が確保しにくくなります。

これに対し、5年間案は、住宅マスタープラン・総合計画との整合がとれ、環境基本計画とも同時期に連携できるほか、住宅・土地統計調査の結果も反映可能であるなど、バランスよく計画を策定できる利点があります。

そのため、事務局案としては5年間を適当と考えます。